

平成25年度第2回ゼニガタアザラシ保護管理検討委員会の概要

1. 日時:平成26年2月3日(月) 14:00~17:00
2. 場所:札幌第一合同庁舎地下1階 共用会議室
3. 議事概要

① 平成25年度事業の報告について

(1) 委員Aから、平成25年度の環境省事業報告がされた。報告の項目は、5点あり、概要は以下のとおり。

ー音波発生装置の忌避効果検証・・・平成25年度には昨年度使用した音波発生装置をアザラシ用に改良し定置網に設置してもらったが、3日ほどしか効果がなかった。

ー生態学的モニタリング・・・これまで3年間の回収混獲個体から、定置網混獲個体は当歳獣の割合が高い(66.7%)ことが明かになった。さらに襟裳地域の個体と北海道道東地方の個体と比較したところ、雌においては道東地域より個体の成長が遅いことが、さらに、80年代の個体と比較しても80年代よりも成長が遅いことが明かになり、小型化している可能性が示唆された(雄はサンプル不足)。平成25年度の回収個体の胃内容分析より、2個体(22歳と25歳)でサケの捕食が確認された。それ以外の主要な餌生物は、頭足類やカジカであった。

ー生息個体数の推定・・・平成25年度のヘリセンサスにおける上陸個体の見落とし率を考慮して推定したところ、888.2頭となった。

ー定置網の利用様式・・・不特定多数の1歳以上が、夜間に、毎日、襟裳岬の岩礁から東側で近い定置網を好んで、採餌目的で定置網を利用していることが明かになった。

ー平成25年度の被害状況およびアザラシの混獲状況・・・えりも地域全体で見ると、被害状況もアザラシの混獲もより広範囲(西側・広尾地域にも)に広がっており、被害割合も増加していた。さらに、襟裳岬の岩礁に一番近い定置網における被害割合も被害尾数も増加、また昼の被害日数割合が高く、昼の被害がこれまでより高い傾向がみられた。

(2) 環境省担当官Bから、平成25年度の追払い事業とヘリセンサスの結果報告があった。概要は以下の通り。

ー追払い事業・・・えりも地域の20定置のうち、16定置がのべ32時間の追払いを行ったが、目に見える効果はなかった。さらに、漁期中の後半には、花火弾も使用したが、これも効果はみられなかった。

ーヘリセンサス・・・有人ヘリを10月4日に襟裳岬全域で飛ばし、遊泳も含め498頭を確認した。同時、陸上センサスの岬突端からは400頭、風の館からは3

44頭であった。無人ヘリは、11月13日・14日にローソクやナターシャのみで行い、13日は54頭、14日は215頭がカウントされた。同時陸上センサスでは、それぞれ73頭および154頭が確認された。

② 環境総合推進費「親潮沿岸域のゼニガタアザラシと沿岸漁業の共存に向けた保護管理手法の開発」の今年度事業経過について

委員Cから、平成25年度から開始された環境総合推進費について説明があった。概要は以下の通り。

－移動生態と遺伝的交流の有無による個体群構造と地域特性の解析・・・平成25年度は、計画していた北方四島は天候の都合で行けなかったため、来年度再チャレンジ。また、北海道本土において、混獲個体の回収および発信機装着をした。

－鰭脚類による漁業被害と資源動態との関連の評価・・・アザラシに限らず、トド・オットセイも含め、漁業との軋轢を調べることになっている。また、1月に北海道根室海峡および太平洋側でのヘリセンサスを実施した。

－飼育および野生環境下における個体の採餌行動解明・・・ゼニガタアザラシを野外で捕獲し、浅虫水族館で飼育した。現在、この個体で、安定同位体回転率実験を継続中。野外での定置網への侵入の仕方を見る調査は、天候の影響で延期中。

－混獲・漁業被害軽減手法の開発と持続型漁業の社会経済学的評価・・・水温・水深センサーを定置網に設置し、定置網の操業環境を把握、今後解析予定。音響カメラについては、設置前に壊れたため、来年度予定。

－社会経済学的研究(人口動態および水産統計資料も解析)も継続中。

－現在までのゼニガタアザラシの増加率は過去40年で10%、ここ10年は1%であったが、今後見落とし率を考慮して改変していく必要あり。PVA 分析からは、本種は今後も増加する可能性が高いと推定された。

③ 環境省保護管理計画(骨子案)について

環境省担当官Dから、保護管理計画(案)について説明があった。以下、その概要を記す。

－1. 目的及び背景・・・ゼニガタアザラシ個体群の存続とゼニガタアザラシによる水産被害の軽減。

－3. 計画期間・・・3年間で見直し、しかしそれ以前に必要な見直し・修正可能。

－4. 区域・・・襟裳岬周辺で繁殖する個体群が生息する区域。

－5. 目標・・・えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群の存続とゼニガタアザラシによる水産被害の軽減およびその両立させるための手法の確立。

－6. 数の調整に関する事項・・・適切な個体数管理を視野に、生息数等の科

学的データの収集・分析。

- －8. 被害防除対策に関する事項・・・漁具等に対する手法とアザラシに対する手法で、可能性があるものを検討。
- －9. モニタリングに関する事項・・・目的を達するために必要な基礎情報の収集。
- －10. 計画の実施体制に関する事項・・・資料3の図1の通り。

3月2日シンポジウムの内容を含めて、保護管理計画を肉付けしていくことになる。

鳥獣保護法の改訂審議で、陸に比べ、海の動物に対する管理の扱いは、現段階では非常に曖昧であり、それを今後、陸の状況に持って行くには、この保護管理計画の位置づけが重要であるので、モデルケースとして保護管理計画を立てる必要があるのではないか。そのためには、科学データを取るための学術捕獲まで踏み込めることが重要になると思われるとの提案は、既にもう必要な時期に来ているのではないかと提案に対しては、現段階で保護管理計画に書きこむのは難しい旨回答があった。将来的には考えていきたい。むしろ、現在は、被害の状況を詳細に把握するより、一番の目標は個体数把握であるので、計画を立てるために学術捕獲がどうしても必要な理由について専門家からご意見を頂きたい。

水産被害は定置網だけではないが、それ以外の被害は現状で把握されていない。それを知るためにも、学術捕獲で捕獲できる枠組みが必要。定置網混獲個体では、当歳獣ばかりのそれも9月～11月のデータしか収集できない。個体群動態に必要な情報も学術捕獲から得ることが可能である。

この3年間に実施してきた環境省事業の内容をまるで踏まえていない保護管理計画であり、これからデータの収集・洗い出しと整理というも納得が行かないし、これまでの地元の協力を踏みにじることであり、早急にその辺りを精査して、保護管理計画に生かして欲しい。次のステップのためにも、学術捕獲枠は必要であるとの提案があった。

提示された保護管理計画では、目標値もなければ、何も具体性がないと管理計画として意味がないと指摘され、今までのデータを踏まえて、第3回の検討委員会までに具体的に記載して再構築されることになった。

7. 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項に、新しい上陸場の管理についても記載すべきではないか、との指摘を受け、第3回の検討委員会までに検討することになった。

また、被害の目標値であるが、入れた方が良く定置網の被害が減れば、

他の漁業に影響があるように、定置網での被害目標と被害範囲、それから他の水産業への影響も見ていく必要があるのではないかとの提案があり、その点でも早急に定置網への被害の実態調査が必要であることが指摘された。

④ その他

今後、3月1日に襟裳岬にて地域説明会と海外関係者との懇談会を実施予定。翌日の3月2日に札幌でシンポジウムを開催、そこで、海外事例紹介などを行ってもらう予定。また、次回の検討委員会は3月19日で、保護管理計画を固める予定。